

久井認定こども園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	三原市
事業者の所在地	三原市港町三丁目5番1号
事業者の電話番号・FAX	電話番号 0848-67-6042 FAX 0848-67-5934
代表者氏名	岡田 吉弘

2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園						
名称	三原市立久井認定こども園						
所在地	三原市久井町坂井原 3024 番地						
電話番号・FAX	電話番号 0847-32-6888 FAX 0847-32-7004						
園長氏名	上田 美紀						
開設年月日	平成 26 年 4 月 1 日						
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	50人		
	2号定員	—	—	—	10人	16人	19人
	3号定員	10人	10人	25人	—	—	—
取扱う保育事業	一時預かり 延長保育 地域子育て支援センター 預かり保育						

3 施設・設備の概要

敷地面積	9,024.00 m ²		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建	
	延床面積	1,570.39 m ²	
施設設備の	乳児室	1室	36.595 m ²

数と面積	ほふく室	1室	50.170 m ²
	保育室	5室	345.400 m ²
	遊戯室	1室	92.487 m ²
	調理室	1室	67.682 m ²
	調乳室	1室	7.441 m ²
	医務室	1室	10.080 m ²
	事務室	1室	72.000 m ²
	沐浴室	1室	7.442 m ²
	便所	4室	92.647 m ²
設備の種類		屋外遊戯場 3,040.90 m ²	

4 施設の目的、運営方針

目的	児童福祉法第 39 条の 2 の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場であるよう努めます。 ・目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。 ・利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの補助者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

5 職員体制（令和 7 年 9 月 1 日現在）

園長	1 人（資格：保育士・幼稚園教諭免許状）
保育教諭	31 人（常勤：18 人、非常勤 13 人）

養 護 教 諭	1 人
---------	-----

6 教育・保育を提供する日

開 所 日	月曜～土曜
休 所 日	日・祝日 年末年始 (12/29～1/3)

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 金 曜 日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
土 曜 日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 00 分まで

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前 8 時 30 分から午後 2 時 00 分まで
---------------	----------------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 00 分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 00 分まで
延 長 保 育 時 間	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延 長 保 育 時 間	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 午後 4 時 30 分から午後 6 時 00 分まで 午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 1号認定：全ての児童を対象に無償 2号認定：全ての児童を対象に無償
-------------	---

	3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償 ・世帯における第2子以降の3号認定の児童を対象に無償（三原市独自施策 R6年9月～）
延長保育料	区分ごとに1回300円 区分ごとに上限月3000円
主食費(1号・2号認定共通)	1食あたり30円
副食費（1号認定）	1食あたり130円
副食費（2号認定）	1食あたり180円
教材費（1号認定のみ）	300円

※その他、必要に応じて徴収する費用等がある場合は、別途お知らせします。

9 支払方法

口座振替払を原則としています。 納期限は各月の月末までです（12月は25日）。納期限が休日の場合は翌営業日です。

10 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び全体的な計画に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

<毎日の教育・保育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 2号認定 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30		1号認定 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・おやつ ・遊び（室内外）・散歩	2号認定 保育短時間（8時間）開始 順次登園 1号・2号認定 ・遊び（室内外） ・課題保育
11:00	食事 （年齢によって前後します）	1号・2号認定
11:30		食事の準備 当番活動

		食事 はみがき 当番活動
12:30	お昼寝 (年齢によって前後します)	2号認定 お昼寝または休憩 (年齢によって前後します)
14:00		1号認定 降園
15:00	おやつ あそび	2号認定、1号認定預かり保育 おやつ あそび
16:00	健康状態の連携	健康状態の連携
16:30	保育短時間終了	2号認定 保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了	2号認定 保育標準時間終了
19:00	延長保育終了 閉園	延長保育終了 閉園

<全体的な計画>

ク ラ ス	年齢別 保育・教育目標
0 歳 児	安心できる環境の下で、五感を通して身の回りのものに興味を持ったり、自発的に周囲の物事を知ろうとしたりする。
1 歳 児	生活リズムが整い、安心して探索活動を行ったり、欲求を表現したりする。
2 歳 児	衛生的で安心できる環境で心身ともに快適な生活を送る。 自分でやりたいという意欲が芽生え、簡単な生活習慣が身につく。
3 歳 児	保育教諭や友達と遊ぶ中で自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表現する。
4 歳 児	保育教諭や友達と一緒に遊びながら繋がりを広げ集団として過ごす楽しさを味わう。
5 歳 児	生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせて活動し達成感や充実感をみんなで味わう。集団生活の中で意欲的に活動し知識や能力を獲得する。
そ の 他 (年間行事)	参観日 (各クラス3~4回) 誕生会 (毎月) 運動会 (10月) 試食会 (3歳) 遠足 (10月) お楽しみ会 (12月) 発表会 (3~5歳) 避難訓練 (毎月) 英語であそぼう (年5回) 卒園式

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 歳 児	ひよこ組
1 歳 児	あひる組

2 歳 児	うさぎ組
3 歳 児	りす組
4 歳 児	ぱんだ組
5 歳 児	きりん組

11 給食等について

	提供内容				こども園の給与栄養量（目標） （こども園で提供する栄養量の割合）
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	「授乳・離乳の支援ガイド」 に準じ、発達に応じた離乳食 の提供をします。 おやつについては子の発達に 応じて提供します。
1 歳児	○	○	○	○	475kcal (1日の50%)
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児	—	○	○	○	520kcal (1日の40%)
4 歳児	—	○	○	○	
5 歳児	—	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・こども園内に調理施設を設置して給食を作っています。給食は、三原市給食年間計画に基づき、季節感や嗜好等を考慮し、バラエティーに富むよう心がけています。
- ・毎月、各家庭に献立表を配布すると共に、毎日、給食・おやつを展示食としてこども園内に展示しています。
- ・厚生労働省が作成した「大量調理衛生管理マニュアル」及び、三原市で作成した「三原市保育所給食衛生管理マニュアル」沿って、安心・安全な給食提供を行っています。
- ・給食やおやつの時間には、調理員によるクラス巡回を行い、食べ具合の確認や食指導を行い、保育教諭と連携しながら子どもの成長を食事から支援しています。
- ・菜園活動で収穫した食べ物を給食に取り入れ、クッキングを行っています。

<アレルギー対応について>

- ・こども園の生活に特別な留意が必要な場合には、医師の診断・指導に基づき、アレルギー対応を行います。
- ・厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」及び、三原市で作成した「食物アレルギー指示書」に基づき、適切な対応に努めています。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・午睡用布団 着替え おむつ お尻ふき 歯ブラシとコップ
- ・シューズ (3~5歳) おしぼり用タオル (0~2歳)
- ・着替えた衣服を入れるビニール袋
- ・箱ティッシュ タオル 絵本バック

(2) 毎日持参いただくもの

- ・かばん (手提げでもリュックサックでもよい)
- ・手拭きタオル カラー帽子 (保育用品で購入してもらう)
- ・水筒 (水分補給用・3~5歳)
- ・シール帳 (3~5歳) 名札

(3) 服装について

- ・動きやすく脱ぎ着しやすい服装
(ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください)

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・8時50分までには登園をお願いします。
- ・正面玄関でQRコードによる登園打刻をし、保育室まで連れてきてください。
- ・遅れる場合、都合や病気等で欠席される時は、8時50分までにコドモン保護者アプリへの入力をお願いします。それ以降の時間の連絡の場合は、アプリの入力に加え、電話での連絡をお願いします。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・迎えに来られたら、正面玄関でQRコードによる降園打刻をし、保育室まで迎えに来てください。
- ・お迎えの方がいつもとは違う場合は、事前にコドモン保護者アプリで連絡し

てください。急な場合は電話でも連絡をしてください。

- ・安全のため駐車場内では遊ばないでください。

14 こども園と保護者との連携について

- ・保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。
- ・コドモン保護者アプリによる連絡帳（0～3歳）
- ・コドモンでのお知らせ（園便り・クラス便りなど）

15 健康診断、健康管理について

（1）健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。ただし当該児の様子に応じて対応を検討することがあります。

内科検診 2回、歯科健診 1回、視聴覚健診 1回

尿検査 1回、眼科健診 1回、耳鼻科健診 1回

（2）健康管理、病気のときの対応

- ・毎朝、健康観察を行います。体調について、0～2歳児クラスはコドモンアプリ連絡帳、全児童登園時に保護者からの連絡をお願いし、健康状態の把握をします。

- ・症状に対しては、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、対応します。

- ・発熱時の対応：38.0℃以上の発熱または37.5℃以上に加えて全身状態が不良な場合など個々の状況に応じて保護者に連絡し、迎えと受診を依頼します。

- ・感染症の場合、登園の際には診断によって「意見書」または「登園届」を提出していただきます。

- ・園での与薬：本来は保護者が登園して与えていただきますが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園で話し合いのうえ、園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「くすりの連絡票」「くすりの指示書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して園の職員に手渡していただきます。薬は医師が処方したものに限りです。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園での予防対策

手洗いの可能な児童は手洗いを行います。

テーブルなどの共用部分は、毎日消毒を行います。

保健所への報告が必要な集団感染事例が発生した場合は、社会福祉施設等における感染症事例の報告を行います。保健所・嘱託医との相談により、一部または全部を閉鎖する場合があります。また、給食やおやつの内容を変更する場合があります。

・発生した場合の連絡（園便り、保健便り等）

「意見書」「登園届」が必要な感染症が確認された場合は、コドモンなどを通じて周知と家庭での対策を連絡します。

17 障害児保育について

障害児保育を実施する場合の方針、留意点

入園申請前に園の見学と相談を行っていただきます。

加配職員等が必要と判断した場合、新たな職員配置や施設整備などが整うまでお待ちいただくことがあります。

入園後は、保護者・関係機関等と連携をとりながら、集団保育を行っていきます。

18 園医

以下の医療機関（小児科・内科）と学校医契約を締結しています。

医療機関の名称	公立世羅中央病院
---------	----------

19 嘱託歯科医

以下の歯科医へ委嘱しています。

医師名	小方 好一郎
医療機関名	おがた歯科

20 園薬剤師

以下の薬剤師へ委嘱しています。

氏名	赤崎 真理
----	-------

21 避難場所

こども園近隣の避難場所は次のとおりです。

避難場所	旧久井南小学校 体育館
------	-------------

避 難 場 所	坂井原福祉プラザ
---------	----------

22 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当子ども園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<緊急連絡先>

警 察 署	0848-67-0110 (三原警察署)
消 防 署	三原消防署久井出張所 0847-32-5222

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	上田 美紀
消 防 計 画 届 出 年 月 日	消防署 R7年 4月 1日
避 難 訓 練	火災・消火避難訓練、地震避難訓練、水害避難訓練 不審者対応訓練 年12回
防 災 設 備	消火器、パッケージ型消火器、誘導灯、火災報知器

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	①日本スポーツ振興センター災害共済給付 ②全国市長会学校災害賠償保障保険
保 険 の 内 容	①園の管理下における災害に対する、災害共済給付 (医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給) ②身体賠償、財物賠償
保 険 金 額	①医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担

	<p>額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額</p> <p>②身体賠償：支払限度額1名につき1億円、1事故につき10億円</p> <p>財物賠償：支払限度額1事故につき2,000万円</p> <p>※詳細は各制度参照</p>
--	--

25 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	<p>実施方法：保育教諭等の自己評価に基づき、全員で話し合い年2回実施。</p> <p>公表方法：園内掲示</p>
-------------	---

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 宗近 有香 電話番号 0847-32-6888	
相談・苦情解決責任者	氏名 上田 美紀 電話番号 0847-32-6888	
第三者委員	中曾 年世	民生委員児童委員
	井田 京子	民生委員児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター、園庭開放、育児相談 9:00～14:00まで開放しています。 ・支援センター活動 ・ハーフバースデー事業

28 小学校等との連携について

<ul style="list-style-type: none"> ・入所している子どもの資料等（幼保連携型認定こども園園児指導要録）の小学校への送付及び個別連携 ・学校訪問 年間4～5回 ・学校からの訪問 年間2回
--

29 その他保護者に説明すべき事項

児童等の事故・被害防止を目的に、カメラを設置しています。録画された映像は、事故・被害発生時の検証等に活用することとしており、その管理については適正に管理します。また、必要に応じて、警察等に提供する場合があります。

(個人情報の取り扱い)

- ・職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・園便り・クラス便りに写真や動画を掲載することがあります。掲載を承諾されない方はお申し出ください。
- ・メディアの取材を受けることがあります。掲載を承諾されない方はお申し出ください。

重要事項の説明に関する同意書

当所における教育・保育の提供を開始するにあたり、「久井認定こども園 重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

保育所名： 三原市立久井認定こども園
所在地： 三原市久井町坂井原 3024 番地
説明者職名： 園長 上田 美紀

私は、書面に基づいて久井認定こども園の重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：
児童氏名：
保護者氏名：
児童から見た続柄：

個人情報の取り扱いに係る同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の利用目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 1 園での様子を写真や動画にて、コドモンで配信すること。
また、職員研修等で活用すること。
 - 2 メディアの取材を受け、テレビ放送や広報等への掲載があること。
 - 3 児童等の事故・被害防止のためカメラで保育室内等を記録すること。
- ※園便り・クラス便りへの写真・動画掲載を承諾されない方はお申し出ください。
※メディア取材に配慮が必要な場合はお申し出ください。

令和 年 月 日

保護者住所：
児童氏名：
保護者氏名：
児童から見た続柄：

※この同意書は卒園まで有効です。